平成２４年（フ）第２２号
和歌山県新宮市清水元１丁目１番19号
破産者　有限会社丸洋
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第１０６３号
千葉市中央区祐光１丁目34番５号　青葉ハイツ東101号
破産者　ＩＳＨＩＧＡＭＯＲＩ　ＭＡＸＩＭＡ　ＣＯＮＣＨＡ
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２８５６号
東京都港区東麻布１丁目７番９　ザ・ソノビル302
破産者　株式会社麻布工芸社
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８６１号
東京都新宿区北新宿４丁目２番１号
破産者　株式会社菊池商事
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１１０号
東京都八王子市下恩方町800番地
破産者　株式会社マイクロリサーチ
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８２６号
東京都足立区谷在家３丁目24―３
破産者　磯部　光雄
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６８０号
東京都渋谷区神宮前２丁目19番15号
破産者　株式会社シンプライズ
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６８１号
東京都品川区上大崎２丁目９―20―105
破産者　大野　太陽
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０９９号
東京都中央区築地４丁目４番８号
破産者　株式会社フランス映画社
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６４０号
東京都江戸川区臨海町５丁目１―２―712
破産者　下條　一恵
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６４１号
東京都江戸川区東葛西５―52―６―Ａ101、住民票上の住所東京都江戸川区春江町５丁目８―５　文倉方
破産者　下條　優子
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７３４号
東京都足立区梅田４丁目23―12
破産者　道林　　亨
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７９５号
埼玉県北本市西高尾５丁目226
破産者　森田　浩一
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４８５号
東京都台東区上野５丁目７番10号
破産者　有限会社フォーレイズ
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４８６号
埼玉県越谷市大沢４丁目19―55―305
破産者　清水　浩始
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６００号
東京都西東京市保谷町３―３―４、商業登記簿上の本店所在地東京都武蔵野市吉祥寺南町３丁目24番９号
破産者　株式会社アドブリッツ
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６０１号
東京都西東京市保谷町３丁目３―４
破産者　稲村　博志
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２６号
東京都千代田区麹町４丁目７　参議院麹町議員宿舎南棟131
破産者　小見山奈美
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４６号
神奈川県川崎市川崎区中島２丁目１―14―204
破産者　眞田　進弘
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５１号
東京都中野区本町２丁目６―１―103
破産者　川村　　悟
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８８号
神奈川県横浜市中区新山下２丁目11―17―225
破産者　金子　麻美
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部